

武蔵大学障害学生支援に関する基本方針

2023年6月15日制定

大学協議会

I. 基本理念

武蔵大学(以下「本学」という)は、障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害のある学生が障害のない学生と等しく教育・研究に参加できるよう、機会の確保に努め、必要かつ適切な支援を行う。

II. 定義

1. 障害のある学生

対象とする「障害のある学生」とは、身体障害、発達障害、精神障害等の障害および社会的障壁があるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人から支援の申し出があった本学の学生をいう。「障害のある入学志願者」は、学生に準ずるものとする。

2. 合理的配慮

「合理的配慮」とは、障害のある学生が、他の学生と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使するために、本学が実施する変更・調整のことをさす。変更・調整は、学生の状況に合わせて必要に応じて実施する。実施に際しては、本学の体制面、財政面において、過重な負担とならない範囲で行う。

III. 基本方針

1. 機会の確保

障害のある学生が、障害のない学生と同等の修学機会を確保できるよう、個々の学生に適切な支援を行う。また、学内の社会的障壁を取り除くよう努める。

2. 情報公開

障害のある学生および障害のある入学志願者等に対して、本学の支援方針や体制、支援状況等を大学ウェブサイトで公開する。

3. 決定過程

権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、ダイバーシティセンターが個々の学生の障害の状態や、教育的ニーズを聞き取る。ダイバーシティセンターは、学生の要望に基づき関係部署や学部・研究科等と合理的配慮について調整し、学生と可能な限り合意形成・共通理解を図ったうえで配慮内容を決定する。決定後も学生の状況を定期的に確認し、必要に応じて配慮内容の見直しを行う。

4. 教育方法等

入学試験、授業、定期試験において、個々の学生のニーズに合った適切な配慮を行う。

5. 支援体制

ダイバーシティセンターを設置し、コーディネーターが学生の窓口となる。関連部署や教職員との連携を通じて、大学全体での支援体制の確保に努める。また、必要に応じて外部機関との連携を図る。

6. 施設・設備

すべての学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、施設設備のバリアフリー化とユニバーサルデザインを考慮した環境整備を推進する。

7. 理解促進・啓発

教職員および学生に対し、障害への理解促進、また障害のある学生への支援に関する理解促進と意識啓発を目指し、研修の企画運営や情報提供等を行う。

IV. 不当な取り扱い差別の禁止

本学は、障害のある学生と入学志願者に対して、不当な差別的取り扱いをしない。

V. 個人情報保護

ダイバーシティセンターでは、支援をする上で知り得た学生の個人情報（含、相談の内容）の管理を厳格に行う。ただし、学生を支援するという目的のもと、適切な支援を行うためにダイバーシティセンターが必要と判断した場合、学内外の関係者と協力して支援にあたるため、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間で個人情報を共有することがある。

VI. 方針等の見直し

本方針は、技術の進展や社会情勢の変化等により、合理的配慮の内容や程度等に大きな進展があった場合、また法令等の変更等があった場合は、必要に応じて見直しを図る。なお本方針に関する所管部署は、ダイバーシティ推進室とする。

附 則

1. この基本方針は、2023年6月15日から施行する。
2. この基本方針の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が行う。
3. この基本方針の施行に伴い、「武蔵大学障害学生支援基本方針」（2020年9月17日制定）は廃止する。